令和４年０月０日

年組　氏名　　さん
保　護　者　様

日進市立〇〇学校長　　〇〇　〇〇

出席停止について

このことについて、学校保健安全法に基づいて、下記のとおり指示いたします。なお、ご家族においては、医師と相談の上、適切な処置がとられるようお計らいください。

記

１　該当者　　年　　組　　氏名

２　理　由　　０

３　期　間　　０　月　　０　日から 各出席停止期間の基準に準ずる日まで

第二種感染症及び第三種感染症の出席停止の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

病　　名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
百　日　咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻　し　ん	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風　し　ん	発しんが消失するまで
水　　痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 新型コロナウイルス感染症関係については、国が指示する対応に準ずる。